

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 届出者の住所及び名称
東京都港区芝公園2丁目11番1号
郵船ロジスティクス株式会社

- 2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地
郵船ロジスティクス株式会社
羽田ロジスティクスセンター 保税蔵置場
東京都大田区羽田空港2丁目6番3号

- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄筋鉄骨
1棟及び土地の一部 2,099.75平方メートル

- 4 蔵置貨物の種類
輸出入一般貨物及び仮陸揚貨物

- 5 許可期間
自 平成22年10月14日
至 平成28年 5月26日

平成22年10月14日

東京税関長 梅本 守